

「特定自動運行計画」の記載事項及び留意事項

特定自動運行計画（道路交通法第75条の12第2項第2号）を作成する上での記載事項及び留意事項は下記のとおりです。

ア 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の車名及び型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、特定自動運行用自動車の長さ、幅及び高さ並びに自動運行装置に係る使用条件

イ 特定自動運行の経路

特定自動運行を行う経路を地図上に記載して示すなどの方法により具体的に記載してください。

ウ 特定自動運行を行う日及び時間帯

「土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで毎時1往復」等のように、特定自動運行を行う日時の時刻表を示すなどの方法により記載してください。

特定自動運行を行う日及び時間帯を特定できる程度の記載をしてください。

「昼間」等の曖昧な記載はしないでください。

エ 特定自動運行により運送される人又は物

移動サービスとして特定自動運行を行う場合には、乗客として想定される経路の周辺住民及び近隣の観光地に向かう観光客等を記載することとなります。

移動物販車として特定自動運行を行う場合には、運送及び販売する商品等を記載するようにしてください。

特定自動運行の目的を明らかにする記載が必要となりますので、単に「荷物」等の曖昧な記載はしないでください。

オ 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況

「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」等のように記載することが想定されます。

どのような気象の状況下において特定自動運行を行うか（又は行わないか）を特定し得る程度の記載が必要となりますので、単に「悪天候でないこと」等の曖昧な記載はしないでください。

カ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度

「特定自動運行を行うための前提となる道路の構造」については、道路に埋設された電磁誘導線等の自動運行補助施設その他の特定の道路構造が特定自動運行の前提となっている場合には、当該道路構造について記載してください。

「特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度」については、経路の交通状況に基づき、特定自動運行が終了し、その後の対応を後記クの特定自動運行業務従事者が駆け付けて行うまでの間、停止している特定自動運行用自動車が他の交通を妨げるおそれがないことについて、その理由等を付して記載してください。

キ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

特定自動運行を管理する場所（後記コのとおり、遠隔監視装置を備え付けること等が想定される場所をいう。以下同じ。）の住所（部屋番号等を含む。）及び電話番号を記載してください。

ク 道路交通法第75条の19第1項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法

特定自動運行実施者は、道路交通法第75条の19第2項の規定により指定した「特定自動運行主任者」、同条第3項の規定により指定した「現場措置業務実施者」その他の特定自動運行のために使用する者（特定自動運行実施者が特定自動運行に従事させる全ての者をいう。）（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、同法及び同法に基づく命令の規定並びに同法の規定に基づく処分により特定自動運

行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、教育を行わなければなりません。

当該教育の具体的内容（どのような事項について教育を実施するか等）及びその実施方法（どのような者が、どのような方法で、どのような時期、期間及び頻度で教育を実施するか等）について記載してください。

ケ 道路交通法第75条の19第2項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第3項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、同法及び同法に基づく命令の規定並びに同法の規定に基づく処分により特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者が実施しなければならない措置を講じさせるため、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定しなければなりません。

当該指定の方法として、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者として確保している者の人数、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定する行為（書面の交付、腕章の貸与等）、指定した旨の記録の方法のほか、他の事業者にて特定自動運行主任者や現場措置業務実施者としての業務を委託し、当該事業者の従業員をこれらの者として指定する場合には、当該事業者名、契約状況等を記載してください。

なお、現場措置業務実施者は、同法第75条の20第1項第1号に規定する措置を講じて特定自動運行を行う場合において、同法第75条の23第1項及び第2項の規定による措置を講じさせるため、特定自動運行実施者が指定するものであると定められており、同法第75条の20第1項第2号に規定する措置（特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置）を講じて特定自動運行を行う場合には、現場措置業務実施者を指定する必要はありません。

コ 道路交通法第75条の20第1項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、

(ア) 遠隔監視装置を特定自動運行を管理する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

(イ) 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置
のいずれかの措置を講じなければなりません。

特定自動運行主任者の配置場所（特定自動運行を管理する場所と特定自動運行用自動車の車内の別）や勤務体制（例えば、当番制としている場合には当番表（必ずしも特定自動運行主任者等となり得る全ての者の氏名の記載をする必要はありません。）等）、(ア)の措置を講ずる場合には当該遠隔監視装置の仕様等を記載してください。

サ 道路交通法第75条の20第2項の規定による表示の具体的方法

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならないことと定められていることから、当該表示に係る装置の仕様や、当該装置が特定自動運行用自動車に設置されている状況を示す写真等を添付するなどして具体的に記載してください。

シ 道路交通法第75条の21、第75条の22及び第75条の23第1項から第3項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

特定自動運行主任者は、

○ 前記コ(ア)の措置が講じられている場合に遠隔監視装置の作動状態を監視する措置及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合に直ちに当該特定自動運行を終了させる措置

○ 道路において特定自動運行が終了した場合に、同法の規定等により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認する措置

○ 特定自動運行が終了した場合において、特定自動運行用自動車又は特定自動運行主任者に対して警察官の禁止、制限又は命令等が行われているときに、特

定自動運行用自動車を当該命令等に従って通行させる措置

- 特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車等が接近しているとき等に、当該緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置
- 特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合に、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更するなどの措置
- 前記コ(ア)の措置が講じられている場合において交通事故があったときに、当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置並びに現場措置業務実施者を交通事故の現場に向かわせる措置及び当該交通事故の最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告する措置
- 前記コ(イ)の措置が講じられている場合において交通事故があったときに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を実施するとともに、警察官に交通事故発生日時等を報告する措置

を講じなければなりません。

また、現場措置業務実施者は、

- 交通事故の現場において道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければなりません。

これらの措置を実施するための設備（現場措置業務実施者その他の特定自動運行業務従事者が特定自動運行を管理する場所等から交通事故の現場等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、現場措置業務実施者等が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の現場措置業務実施者等がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等を記載してください。

ス 道路交通法第75条の24の規定により読み替えて適用する同法第33条第3項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

特定自動運行主任者は、踏切において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、直ちに踏切に停止している自動車があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該自動車を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければなりません。

これらの措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該踏切に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、同者が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等を記載してください。

セ 道路交通法第75条の24の規定により読み替えて適用する同法第75条の11第1項の規定による表示の具体的方法

特定自動運行主任者は、本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、当該自動車が停止しているものであることを表示しなければなりません。

当該措置の実施要領（使用する装置の仕様等）を記載してください。

ソ 道路交通法第75条の24の規定により読み替えて適用する同法第75条の11第2項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

特定自動運行主任者は、本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければなりません。

これらの措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該本線車道等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、これらの者が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）を記載してください。